

# 柳田雑誌 (17)

現在平壤にいる小西・赤木・魚本・安部君らの

無罪帰国を実現しよう！

2018年2月17日 柳田 健



よど号ハイジャックは 48 年前の事件である。よど号の機体は返却されているから、これは窃盗事件である。

48 年前の窃盗事件の犯人を追い回している国が世界のどこにあるだろうか

法的根拠としては刑訴法 255 条を少し改正すれば良いのである。

この改正を立憲民主党に依頼して国会で通してもらいたい。

刑訴法245条。255条を改廃しよう。

アラブ赤軍に対する非道な重刑攻撃をゆるすな。

重信房子は20年、和光晴夫、西川淳は無期、丸岡修は無期で服役中獄死した。

その対象となっているハーグ事件は40年前の事件である。世界のどこに40年前の事件で無期懲役を科する国があるだろうか。

70年闘争は欧米でも激しく闘われた。イタリーの赤い旅団は時の首相モロを暗殺した。この事件の実行犯を含めて今獄中にあるものは誰もいない。

西ドイツ赤軍も2008年に最後の長期拘留者が釈放された。

アメリカでも脱走兵であるジェンキンスさん(曾我さんの夫)は営倉入1週間で釈放されている。

常識的に考えて、40年も前の事件は全て「時効」である。40年前のハーグ事件が「時効」とならないのはおかしい。

その根拠とされているのが刑訴法245条、255条である。

刑訴法255条

犯人が国外にいる場合又は逃げ隠れしているため有効に起訴状の謄本の送達若しくは略式命令の告知が出来なかった場合には、時効は、その国外に逸る期間又は逃げ隠れしている期間その進行を停止する。

この法律の問題点は「時効」はその国外にいる期間その進行をていしする」として「停止」の期限を設けていないことである。期限がないために100年たっても時効は停止したままとなる。これでは「時効」制度そ

のものの存在意義が損なわれてしまう。

「時効」制度については現在、被害者の立場からその廃止まで議論されるほどになっている。殺人罪など一定の犯罪について、公訴時効を廃止したり、公訴時効期間を延長する法案を国会に提出してこのほど成立した。

しかし「時効」制度はローマ法以来存在する重みのある法律である。それは長い法制史の中で、必要性を認められて存在しているのである。深い、論議もなしに輕輕に決めるべきではない。

刑訴法255条は戦後の1947年、旧刑法から新刑法に変わる時、占領軍の民主化要求に保守的な法制協局が旧刑法ににあった、時効の中断が廃止されようとして、せめて「停止」をのこしたいとして定めたものである。

255条1項前段の「犯人が国外にいる場合時効が停止する」の所に「停止」の期間が入っていない。もともと時効の「中断」の廃止は「中断」の場合は「中断」とすると初めに戻って数えるので「時効」がきかなくなるということから廃止されたのである。それが「時効」の停止が長期に続くと立法趣旨と逆のものになる。254条は一旦起訴されると、この間どんなに時間が経とうと時効は停止する。ここにもまた「停止に期限」が入っていない。これもまた立法趣旨と異なる結果となっている。

「そして当時の総司令部が深い検討を経ることも無く、時効中断制度を捨てて時効停止制度の採用を求めたのは誤りであったと思うし、それを採用した我々にも考えのたりという点があったと思う。」

[研修 NO297 横井大三 最高裁・公判部長 73. 3]

横井氏は「254条、」「255条」制定当時の日本側委員である。制定の当事者がこの法律の欠陥を認め、制定が誤りだと言っているのである。

三井誠教授はその著「刑事手続き法Ⅱ」で次のように述べている。

「現行法では、事件が起訴されればどれだけ審理が長引いても公訴時効が完成しないと言う点で、被告人にとって、厳しい側面を持つことも留意をようする。

「すでに古くは1965年、刑法全面改正に作業の過程で、時効停止に限定を加える

必要が指摘され具体的方法として、①時効停止期間に最高限度を設ける。②停止期間の停止制度をもうける③公訴時効についても中断の制度を設ける。いずれの案もお慎重な検討を要するものの、現時点で改めて、立法な手立てが模索されてもよいと思われる

(120頁)

重信裁判で裁かれている事件は全て70年台の事件である。40年も前の話である。

「よど号ハイジャック」もそうであるが、それらは全て時効である。40年前の事件は最早歴史の対象である。

海外にいたと言うことで時効が停止すると言うのが法的根拠となっているが、時代錯誤も甚だしい。交通機関の発達によって地球は狭くなっている。10数時間でアメリカにもヨーロッパにも行けるのである。国内と海外の差はなくなっている。海外に出せば捜査の手が全く及ばない時代の産物が「時効」の停止である。

「よど号」の田中義三はカンボジアでCIAの手先に無実の罪で捕らえられ、日本に送還され、獄死させられた。赤軍派のメンバーの多くが海外で捕らえられている。

帝国主義の国際連携によって、国内、国外の区別なくなっているのである。

こんな時代に加害在住を理由に「時効」が停止するのはおかしい。「よど号」の妻たちを弁護してきた川口弁護士も時効の停止は感覚としてはおかしいと言っている。60年から70年にかけてベトナム反戦運

動を中心に日本のみならず欧米でも多くの青年の運動が燃え広がった。

彼らの多くは今社会の中心で活動している。

この時代を共に戦った法曹界の人々に呼びかけたい。海外在住の時効停止の不当性を刑法会の世論として欲しい。

刑訴法255条の改定について。

「犯人が海外にいる時は時効は停止する」の後ろに「この法律の上限は25年である」

の一文をつけて国会で通してください

「時効停止」の期間制限が無いことが刑訴法255条の欠陥である。国際化時代の今日たかだか外国にいたというだけで「時効」が停止すると言うのは時代錯誤も甚だしい。こんな条項は破棄すべきである。しかし「破棄」にどうしても抵抗があるなら、100歩譲って外国在住に「時効」を残すとしよう。それが無制限に続くところに問題がある。最低限、停止期間の上限が明示されねばならない。